

## 契約規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 契約（第3条—第8条）
- 第3章 雑則（第9条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、本行が締結する契約に関する事務の取扱いについて基本的事項を定め、契約事務等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 この規程の対象となる契約は、売買、貸借、請負その他の物品、不動産及び役務（工事を含む。）に関するものとする。

#### （契約責任者）

第2条 契約にかかる事務の責任者として、契約責任者を置く。

- 2 契約責任者は、契約規則にて別に定めるところによる。

### 第2章 契約

#### （契約の方式）

第3条 契約責任者は、契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、契約規則にて別に定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、契約規則にて別に定めるところにより指名競争に付することができる。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、契約規則にて別に定めるところにより随意契約によることができる。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他契約規則にて別に定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、契約規則にて別に定めるところにより指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

#### （入札の方法）

第4条 前条第1項、第3項又は第5項の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

(落札の方式)

第5条 契約責任者は、競争に付する場合において、契約規則にて別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、契約規則にて別に定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最高又は最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 本行の所有に属する財産と本行以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、契約規則にて別に定めるところにより、価格及びその他の条件が本行にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第6条 契約責任者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約規則にて別に定めるところにより、契約書を作成しなければならない。ただし、契約規則にて別に定める場合においては、これを省略することができる。

2 前項の規定により作成する契約書については、原則として、契約責任者若しくはその委任を受けた者又は代表取締役及び契約の相手方のそれぞれが署名し、又は記名押印し、契約責任者及び契約の相手方が各1通を保有する。

(契約に係る情報の公表)

第7条 契約責任者は、第3条第1項及び第3項から第5項までの規定により締結された契約のうち、本行の支出の原因となる契約については、契約規則にて別に定めるところにより公表するものとする。

(監督及び検査)

第8条 契約責任者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、契約規則にて別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するための必要な監督をしなければならない。

2 契約責任者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、契約規則にて別に定めるところにより、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするための必要な検査をしなければならない。

### 第3章 雑則

(下位規程等への委任)

第9条 この規程の細目について必要な事項は、前条までに規定するもののほか、経営会議が契約規

則を定める。